# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期計画

文部科学大臣認可 平成28年3月31日

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 30 条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

- I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 1. 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への 寄与及び教育現場への貢献
- (1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及
  - ① 研究の背景・必要性や研究の方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を策定し、これに基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。
    - イ 基幹研究: 文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の 推進に寄与する研究

(横断的研究) 各障害種別を通じて、国の重要な政策課題の推進に寄与する研究 (原則5年間)

(障害種別研究) 各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究 (原則2年間)

- ロ 地域実践研究:インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究(メインテーマのもとに複数のサブテーマを設定、原則2年間)
- ② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、毎年度概ね10~11課題を実施する。
- ③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県等 教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究 ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集

やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な社会への還元を図る。

- ④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。
- ⑤ 終了した研究課題ごとに、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等)について毎年度アンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。

## (2)評価システムの充実による研究の質の向上

- ① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への 貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による 外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の 質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価(5段階 評価で4以上)を得る。
- ② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。

# 2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

- (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上
  - ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定し、これに基づき、次の研修を実施する。
    - イ 特別支援教育専門研修:各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修(約2か月間の宿泊研修)
      - ・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース
        - (視覚障害教育専修プログラム)
        - (聴覚障害教育専修プログラム)
        - (肢体不自由教育専修プログラム)
        - (病弱教育専修プログラム)
      - ・知的障害教育コース
        - (知的障害教育専修プログラム)

- ・発達障害・情緒障害・言語障害教育コース (発達障害・情緒障害教育専修プログラム) (言語障害教育専修プログラム)
- ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会:各都道府県等において指導的立場にある指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修(各2~3日間の宿泊研修)
  - 就学相談・支援指導者研究協議会
  - 発達障害教育指導者研究協議会
  - ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会
  - ・特別支援教育のICT活用に関わる指導者研究協議会
- ② 研修の実施に当たっては、教員研修センターなどの関係機関との連携等研究所の 研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の 知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。
- ③ 任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の 実現状況(各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指 導的役割の実現状況)についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保 する。

また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の研修修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。

## (2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援

- ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅 広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」に基づき、特別支援教育に 関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係 者等へ配信する。
  - イ 配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新 の情報を提供できるよう、計画的に更新を行う。また、利用者のアンケート調査 等を基に、内容及び運用の改善を図る。

- ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、4,000 人以上を確保する。
- ② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認 定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及 び免許状更新講習を実施する。

免許法認定通信教育の実施に当たっては、免許取得率の低い領域から優先的に科目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。

免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000人以上を確保する。

# 3. 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援 教育に関する幅広い関係者の理解の促進

#### (1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進

- ① 特別支援教育に関する幅広い関係者の理解・支援の確保に貢献するため、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し、取組を強化することを目的に「広報戦略」を策定し、これに基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。
  - イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実 践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。
  - ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。
- ② 「広報戦略」に基づき、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進する。
  - イ 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中学校、高 等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を 活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。
  - ロ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備する ことにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにす る。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじ め、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。
  - ハ 研究成果については、研究所のホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。
  - 二 研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、

英語版のジャーナルである NISE Bulletin を毎年度それぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月 1 回配信する。

ホ 研究所のホームページの有用度(ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等)に関するアンケート調査を定期的に行い、これに基づき、毎年度ホームページを改善する。また、平成29年度以降、ホームページの利用状況等を勘案して、更なる改善のための指標を検討する。

## (2) 特別支援教育に関する理解啓発活動の推進

- ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の 取組を実施する。
  - イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を 図るため、研究所セミナーを毎年度開催する。
  - ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、研究所のホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。
  - ハ 研究所公開を毎年度開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解を発を図る。
- ② 発達障害教育について、インターネットを通じて幅広い国民に情報提供の充実を 図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に 講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解 を促進する。
  - イ 発達障害に関する基礎的な知識や研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓 発のためのコンテンツ等を整備・充実し、研究所のホームページから、幼稚園、 小・中学校、高等学校等の教員や保護者、広く国民一般に対して、情報提供を行 う。
  - ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導者養成を通じて、発達障害に関する理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。
- ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。
  - イ 研究所のi ライブラリー(教育支援機器等展示室)や発達障害教育情報センター教材・教具展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。

- ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや全国特別 支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター 等の協力を得て、地域における研修会・展示会を毎年度4回開催する。
- ④ これらの取組を通して、特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容についての認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。

## (3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

- ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する 各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。 また、世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育の関係機関 や保護者団体等と連携した事業を実施する。
- ② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別 支援教育担当者を対象とした研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通し て、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派 遣については、前中期目標期間に比して、25%以上増加させる
- ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的(年3回)に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員(管理職等)の研修会において、情報提供を行う。

# 4. インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与

- (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進
  - ① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する 課題について、その解決を図るための実践的な研究(以下「地域実践研究」という。) を、都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員の参画を得て、地域と協力して推進する。

地域実践研究は、中期目標期間終了までに、50件以上実施し、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度(研究計画で示された地域の課題の改善実績)90%以上を目標とする。

- ② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。
- ③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ

教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの開設やパンフレットの作成・配布等を行う。

## (2)権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

- ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に調査し、 研究所のホームページやジャーナルでの公表等を行う。
- ② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。

# (3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する 課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実

① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに500件以上とする。

また、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。

② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応するとともに、必要に応じて、研修会等への講師派遣を行う。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。

# Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1. 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。

退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策 定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、 業務運営の効率化を図る。

## 2. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。

## 3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教員研修センター、国立青少年教育振興機構の4法人で組織した「間接業務等の共同実施に関する協議会」の報告(平成 26 年 7 月)に基づき、共同実施することとした 15 種の業務(「物品」、「間接事務」及び「職員研修」)を着実に実施する。さらに、費用対効果等の検証を行いつつ、これ以上の共同実施の取組を一層推進するよう検討を進める。

## 4. 給与水準の適正化

給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

# 1. 自己収入の確保

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿 泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。

なお、中期目標期間を通じて、定期的に宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を 図るために必要な措置を講じる。

## 2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館について、研修事業での活用を図るとともに、体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進するため、「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」を策定し、これに基づき、i)広報活動の充実、ii)利用可能日の拡充、iii)利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、iv)利用申込方法の改善、v)外部利用促進のための事業の実施等を推進する。これらの取組により、中期目標期間終了までに、50%以上の稼働率を確保する。

#### 3. 保有財産の見直し

- (1) 保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
- (2)体育館、グラウンドについては、中期目標期間における利用実績等を踏まえ、「独立 行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年総務省行政管理 局)に基づき、その保有の必要性を随時検討し、仮に不要と判断される場合には、用途 廃止を含め、その処分について検討を進める。

## 4. 固定的経費の節減

会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

# Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画

1. 中期計画予算

別紙1のとおり

2. 平成 28 年度~32 年度収支計画

別紙2のとおり

3. 平成 28 年度~32 年度資金計画

別紙3のとおり

## V 短期借入金の限度額

限度額3億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

# VI 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産処分に関する計画

なし

#### Ⅲ 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

# Ⅲ 剰余金の使途

研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。

# 区 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施す

るため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響 を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

# X その他業務運営に関する重要事項

# 1. 内部統制の充実

内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、 適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の 最大化を図るため、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充 実・強化を図る。

内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ①研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備
- ②研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を 行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務へ の反映

を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。

# 2. 情報セキュリティ対策の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年1回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。

併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年1回以上実施し、組織的対応能力の強化を図る。

また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

# 3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。 また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。

## 4. 施設・整備に関する計画

研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計 画的な修繕・改修等を推進する。

本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。

## 5. 人事に関する計画

## (1) 方針

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進 事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制 の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の 計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用 し、研究活動等を強化する。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に 実施するとともに、実施に際しては、基本方針を踏まえ、他法人との共同実施による職 員研修とするなど、効率化を図る。

# (2) 人員に係る指標

常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

# (参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み

2.964 百万円

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職手当及び法定福利費は含まない。

# 中期計画予算

(単位:百万円)

					(+1	
				インクル		
			I++0++ =	ーシブ教		
区 分	研究活動	研修事業	情報普及	育システ	共 通	合 計
			活動	ム構築推		
				進事業		
収入						
運営費交付金	1, 084	1, 216	1, 246	1, 136	757	5, 439
施設整備費補助金	0	24	0	0	0	24
雑収入	0	45	89	0	89	223
計	1, 084	1, 285	1, 335	1, 136	846	5, 687
支 出						
業務経費	1, 084	1, 240	1, 246	1, 136	0	4, 706
研究活動	1, 084	0	0	0	0	1, 084
うち人件費	763	0	0	0	0	763
うち物件費	321	0	0	0	0	321
研修事業	0	1, 240	0	0	0	1, 240
うち人件費	0	608	0	0	0	608
うち物件費	0	632	0	0	0	632
情報普及活動	0	0	1, 246	0	0	1, 246
うち人件費	0	0	675	0	0	675
うち物件費	0	0	571	0	0	571
インクルーシブ教育シ	0	0	0	1, 136	0	1, 136
ステム構築推進事業						
うち人件費	0	0	0	736	0	736
うち物件費	0	0	0	400	0	400
一般管理費	0	0	0	0	757	757

うち人件費	0	0	0	0	632	632
うち物件費	0	0	0	0	125	125
施設整備費	0	45	89	0	89	223
計	1, 084	1, 285	1, 335	1, 136	846	5, 687

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### [人件費の見積り]

期間中総額2,964百万円を支出する。

なお、人件費の範囲は国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及 び法定福利費は含まない。

#### [運営費交付金の算定ルール]

#### 1) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金A(y)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) - D(y)$$

#### 2) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費B(y)については、以下の数式により決定する。

$$B (y) = (Ba (y-1) \times \gamma \times \iota) + (Bb(y-1) \times \delta \times \varepsilon \times \alpha)$$
 
$$+ Bc (y) + Bd (y)$$

- Ba (y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費。Ba (y-1)は直前の事業年度におけるBa (y)。
- Bb(y): 当該事業年度におけるその他管理経費。Bb(y-1)は直前の事業年度におけるBb(y)。
- Bc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職金。
- Bd(y): 当該事業年度における管理部門に関連する特殊要因。人事、重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金の算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。
- α : 一般管理費における効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業 年度における具体的な係数値を決定。
- γ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該 事業年度における具体的な係数値を決定。
- δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε : 業務政策係数。喫緊の課題に対応する事業として、各事業年度の予算編成過程に

おいて、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

: 一般管理費における人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当 該事業年度における具体的な係数値を決定。

#### 3)業務経費

毎事業年度の業務経費C(y)については、以下の算式により決定する。

- $C (y) = (Ca (y-1) \times \gamma \times \kappa) + (Cb(y-1) \times \delta \times \varepsilon \times \beta)$  + Cc (y) + Cd (y)
  - Ca(y): 当該事業年度における業務経費中の人件費。Ca(y-1)は直前の事業年度におけるCa(y)。
  - Cb(y): 当該事業年度における研究及び事業経費。Cb(y-1) は直前の事業年度におけるCb(y)。
  - Cc(v): 当該事業年度における業務経費中の退職金。
  - Cd(y): 当該事業年度における研究及び事業に関連する特殊要因。人事、喫緊の課題に対応した事業として情報通信基盤の整備など、運営費交付金の算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 (電算システム保守料・情報回線使用料等)
    - β : 業務経費における効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業 年度における具体的な係数値を決定。
  - γ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該 事業年度における具体的な係数値を決定。
  - δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
  - ε : 業務政策係数。喫緊の課題に対応する事業として、各事業年度の予算編成過程に おいて、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。
  - κ: 業務経費における人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該 事業年度における具体的な係数値を決定する。

# 4) 自己収入

毎事業年度の自己収入D(y)の見積額については、以下の数式により決定する。

- $D(y) = D(y-1) \times \zeta \times \eta$ 
  - D(y) : 当該事業年度における自己収入の見積額。D(y-1)は直前の事業年度における D(y)。
  - と : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該 事業年度における具体的な係数値を決定。
  - η : 収入調整係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当 該事業年度における具体的な係数値を決定。

## 5) 受託事業収入

毎事業年度の受託事業収入E(y)の見積額については、以下の数式により決定する。

 $E(y) = E(y-1) \times \theta$ 

E(y) : 当該事業年度における受託事業収入の見積額。E(y-1)は直前の事業年度にお

けるE(y)。

θ: 受託事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程におい

て、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

※受託事業収入には産学連携等収入・寄付金収入・版権収入・特許権収入等を含む。

# [中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

# [注記]

・前提条件:運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

 $\alpha$  (アルファ) : 一般管理費における効率化係数。 $\triangle$ 3%

 $\beta$  (ベータ) : 業務経費における効率化係数。 $\Delta$  1%

γ (ガンマ) : 人件費調整係数。±0%

δ (デルタ) : 消費者物価指数。±0%

 $\varepsilon$  (イプシロン): 業務政策係数。 $\pm 0$ %

ζ (ゼータ) : 収入政策係数。1%

 $\eta$  (エータ) : 収入調整係数。 $\pm$ 0%

 $\theta$  (シータ) : 受託事業収入政策係数。 $\pm$ 0%

ι (イオタ) : 一般管理費における人件費効率化係数。△3%

 $\kappa$  (カッパ) : 業務経費における人件費効率化係数。 $\Delta$  1 %

・施設整備費については施設の老朽度等を勘案して試算した支出予定額を計上している。

# (別紙2)

# 平成28年度~平成32年度収支計画

(単位:百万円)

インクル	
一シブ教   一シブ教   情報普及	
区 分 研究活動 研修事業   清報日本   育システ   共 通   活動	合 計
ム構築推	
進事業	
費用の部 1,084 1,240 1,246 1,136 779	5, 485
経常費用	
業務経費	
研究活動 1,084 0 0 0	1, 084
うち人件費 763 0 0 0 0	763
うち物件費 321 0 0 0 0	321
研修事業 0 1,240 0 0	1, 240
うち人件費 0 608 0 0	608
うち物件費 0 632 0 0	632
情報普及活動 0 0 1246 0 0	1, 246
うち人件費 0 0 675 0 0	675
うち物件費 0 0 571 0 0	571
インクルーシブ教育シ 0 0 1,136 0	1, 136
ステム構築推進事業	
うち人件費 0 0 736 0	736
うち物件費 0 0 0 400 0	400
一般管理費 0 0 0 0 757	757
うち人件費 0 0 0 0 632	632
うち物件費 0 0 0 0 125	125
減価償却費 0 0 0 0 22	22
財務費用 0 0 0 0 0	0
臨時損失 0 0 0 0 0	0
収益の部	5, 485

経常収益						
運営費交付金収益	1, 084	1, 216	1, 246	1, 136	757	5, 439
雑収入	0	24	0	0	0	24
受託事業収入	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費	0	0	0	0	21	21
交付金戻入						
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	1	1
資産見返物品	0	0	0	0	0	0
受贈額戻入						
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0

<sup>※</sup> 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注記] 当法人における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に 準じて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定して いる。

# (別紙3)

# 平成28年度~平成32年度資金計画

(単位:百万円)

				1		
				インクルー		
	加力工制	加灰市光	情報普及	シブ教育シ	# 2	<b>△</b> =1
区 分	研究活動	研修事業	活動	ステム構築	共 通	合 計
				推進事業		
資金支出	1, 084	1, 285	1, 335	1, 136	846	5, 687
業務活動による支出	1, 084	1, 240	1, 246	1, 136	757	5, 463
投資活動による支出	0	45	89	0	89	223
2220123312010101						
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間へ	0	0	0	0	0	0
の繰越金						
資金収入	1, 084	1, 285	1, 335	1, 136	846	5, 687
	,	,	,	,		,
業務活動による収入						
運営費交付金による	1, 084	1, 216	1, 246	1, 136	757	5, 439
収入						
雑収入	0	24	0	0	0	24
受託事業収入	0	0	0	0	0	0
机次江利。						
投資活動による収入		,-	22		22	200
施設費による収入	0	45	89	0	89	223
その他の収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
<u> </u>				l		

前年度よりの	0	0	0	0	0	0
繰越金						

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

# (別紙4)

# 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
研究管理棟外壁改修工事①-1	45	施設整備費補助金
研究管理棟外壁改修工事①-2	45	施設整備費補助金
東・西研修員宿泊棟屋根防水及び 外壁改修等工	45	施設整備費補助金
特別支援教育情報センター外壁改修及び周辺環境改善工事	45	施設整備費補助金
特別支援教育情報センター棟空調設備 更新工事	45	施設整備費補助金

なお、上記の他、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加・修正されることがあり得る。また、 施設・設備の老朽度合いを勘案した改修(更新)等が追加・修正される見込みである。